



# 島根県報

平成23年3月18日（金）

第2,274号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

### 【告 示】

農業振興地域の指定 (農 業 経 営 課) 2

農業振興地域の指定の一部改正 ( " ) 3

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 3

解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 4

保安林予定森林 ( " ) 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件） ( " ) 5

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 (中 小 企 業 課) 5

電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道 路 維 持 課) 8

都市計画事業変更の認可 (下 水 道 推 進 課) 8

### 【公 告】

平成22年度島根県准看護師試験の合格者 (医 療 政 策 課) 8

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表 (雇 用 政 策 課) 9

基本測量の終了 (用 地 対 策 課) 9

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 9

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料  
の額の一部改正 10

### 【公安規則】

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一 (警 察 本 部) 10  
部を改正する規則

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第17号）

## 1 規則の概要

長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

## 2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

**規****則**

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第17号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表長期漁船建造資金の項中「2.1パーセント」を「1.9パーセント」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定又は融資機関の決定（知事の認定を要しないものに限る。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の知事の認定又は融資機関の決定に係る融資については、なお従前の例による。

**告****示**

## 島根県告示第198号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 地 域 名

## 地 域 の 範 囲

美郷地域

（美郷町）

美郷町のうち、次の図面の赤色で着色した部分（(ア)平成22年島根県告示第8号により定められた江の川下流森林計画区（以下「江の川下流森林計画区」という。）の林班番号第102～第106、第163～第167、第170、第176、第180、第181、第313～第316、第337～第339、第342、第343、第345～第347、第360、第370、第371のうちの保安林、(イ)江の川下流森林計画区の林班番号第311、第312のうち保安林とこれらの保安林に囲まれた区域、(ウ)大正13年4月5日契約された久保、果瀬谷、全長、大釣財産区官行造林、(エ)竹山、花の谷、今山、曲利山、程原、梶木山、艾山、一本杉山、向谷国有林、(オ)梶木山国有林の第346と第347、第348と第349、第344と第348林班とこれらに囲まれた区域、(カ)昭和62年島根県告示第473号で邑智町及び大和村の区域のうち、別添図面の赤色斜線部分を農業振興地域の縮少を行うとされた区域）を除く区域

(注) 「次の図面」は、省略し、島根県庁、西部農林振興センター及び美郷町役場に備えて縦覧に供する。

#### 島根県告示第199号

農業振興地域の指定（昭和47年島根県告示第886号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

4 大和地域の項を次のように改める。

#### 4 削除

10 邑智地域の項を次のように改める。

#### 10 削除

注中「事務所並びに関係市町村役場」を「関係市町村役場」に改める。

#### 島根県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 二本松土地改良区

#### 1 就任した役員の氏名及び住所

##### 理事

真野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624番地

櫻井 實信 隠岐郡隠岐の島町原田1419番地2

大塚 徳雄 隠岐郡隠岐の島町原田877番地8

村上 勝 隠岐郡隠岐の島町池田横手15番地

大西 修一 隠岐郡隠岐の島町原田1357番地2

吉田 稔 隠岐郡隠岐の島町原田1383番地

高宮 達明 隠岐郡隠岐の島町原田435番地

##### 監事

齋藤 薫 隠岐郡隠岐の島町原田1701番地1

安部 常夫 隠岐郡隠岐の島町原田1458番地

#### 2 就任年月日

平成19年6月10日

#### 3 退任した役員の氏名及び住所

##### 理事

真野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624番地

櫻井 實信 隠岐郡隠岐の島町原田1419番地2

大塚 徳雄 隠岐郡隠岐の島町原田877番地8

村上 勝 隠岐郡隠岐の島町池田横手15番地

坂本二千代 隠岐郡隠岐の島町原田199番地5

吉田 稔 隠岐郡隠岐の島町原田1383番地

高宮 達明 隠岐郡隠岐の島町原田435番地

監事

齋藤 薫 隠岐郡隠岐の島町原田1701番地1

安部 常夫 隠岐郡隠岐の島町原田1458番地

### 島根県告示第201号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 (1) 解除予定保安林の所在場所

江津市桜江町川戸909-7・910-19・911-6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

#### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### (3) 解除の理由

農道用地とするため

#### 2 (1) 解除予定保安林の所在場所

江津市桜江町川戸909-7・910-19・911-6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

#### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### (3) 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第202号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市金城町長田イ102、イ102内第1、イ102内第2、イ102続1、イ412-5

#### 2 指定の目的

水源のかん養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第203号

平成23年島根県告示第139号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
邑智郡川本町川本2714-6、2714-8	伊藤 伸	邑智郡川本町大字川本1172
邑智郡川本町湯谷1302-4	大西 杉代	京都府京都市南区吉祥院三ノ宮西町80
邑智郡邑南町下口羽3410-1、3410-2	三上 重雄	千葉県船橋市西船5-7-10
邑智郡川本町都賀行882-2、883	松島 静麻呂	山口県岩国市室の木町4-61-15
邑智郡川本町川本1773-3	波多野 一人	邑智郡川本町大字川本1172

## 島根県告示第204号

平成23年島根県告示第140号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を江津市役所及び関係町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
邑智郡美郷町浜原13-2、464-2	有限会社 磯野組	邑智郡美郷町浜原71-1
邑智郡美郷町片山47-1	田村 浩樹	邑智郡美郷町片山53
江津市桜江町市山863-2	湯浅 實	江津市桜江町市山89
江津市桜江町大貫899-1	村社御嶽神社	江津市桜江町大貫218-1
邑智郡邑南町日貫4444-5	福田 友助	邑智郡邑南町日貫3144

## 島根県告示第205号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表一般融資の部一般設備資金の項中「年2.15パーセント」を「年2.05パーセント」に、「年2.00パーセント」を「年1.90パーセント」に改め、同部一般運転資金の項中「年2.35パーセント」を「年2.25パーセント」に、「年2.20パーセント」を「年2.10パーセント」に改め、同部小規模企業特別資金の項中「年1.90パーセント」を「年1.80パーセント」に改め、同部小規模企業育成資金の項中「年2.05パーセント」を「年1.95パーセント」に、「年1.90パーセント」を「年1.80

パーセント」に改め、同表特別融資の部創業者支援資金の項中「年1.95パーセント」を「年1.85パーセント」に、「年1.80パーセント」を「年1.70パーセント」に改め、同部構造転換支援資金の項中「年2.65パーセント」を「年2.55パーセント」に、「年2.15パーセント」を「年2.05パーセント」に、「年2.50パーセント」を「年2.40パーセント」に、「年2.00パーセント」を「年1.90パーセント」に改め、同部再生支援資金の項中「年2.75パーセント」を「年2.65パーセント」に、「年2.60パーセント」を「年2.50パーセント」に改め、同部経営革新支援資金の項中「年1.85パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に改め、同部人にやさしい環境整備支援資金の項中「年1.85パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に改め、同部買物の場整備支援資金の項中「年1.85パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に改め、同部おもてなし処整備支援資金の項中「年1.85パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に改め、同部収益体質強化資金の項中「年1.85パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に改め、同部長期経営安定緊急資金の項中「年2.35パーセント」を「年2.25パーセント」に、「年1.85パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年2.20パーセント」を「年2.10パーセント」に、「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に改め、同表緊急融資の部資金繰り円滑化支援緊急資金の項を次のように改める。

資金 繰り 安定 化対 応資 金	中小企業者又は組合であつて、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 最近3か月間の平均売上高、平均販売数量等が前年同期、2年前同期又は3年前同期の平均売上高、平均販売数量等に比して3パーセント以上減少しているもの (2) 最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期、2年前同期又は3	設備 資金 運転 資金	80,000,000 円	年1.75 パーセ ント	年1.60 パーセ ント	10年以内	2年以 内据置 き 元金均 等月賦	法人1 人以上 個人原 則とし て不要	取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 によ る。	要 (年0.4 パーセ ント以 上1.7パ ーセン ト以 下)	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振 興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしま ね
---------------------------------	--	----------------------	-----------------	--------------------	--------------------	-------	-------------------------------	---------------------------------	---	--	---	---



## 島根県告示第206号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定年月日
県 道	本庄福富松江線	松江市学園南二丁目1番12地先から同市南田町75番地先まで	上り線	平成23年 3月18日
		松江市学園南一丁目22番17地先から同市南田町80番7地先まで	下り線	

## 島根県告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 施行者の名称

津和野町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

津和野都市計画下水道事業

津和野公共下水道

## 3 事業施行期間

平成10年12月11日から平成28年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

平成10年島根県告示第923号及び平成17年島根県告示第44号の事業地に津和野町森村字栗ノ木田、字茶ノ木原及び字上ノ台並びに町田字町田、字滝ノ前、字田町、字横堀、字岸田、字石田及び字沖田並びに中座字石田、字高崎白砂、字高崎、字本門前、字新橋、字道河内、字小坂、字白砂及び字岸田並びに後田字元城山、字奥源路、字元藩丁跡、字廣小路、字勢溜、字原、字常磐橋、字裏片河、字後片河、字原丁、字片河及び字杉片並びに鷺原字溝片河、字片河、字手回り丁、字川丁、字新土手、字山根丁、字上ノ丁、字上丁、字清水丁（町）、字山根横丁、字横丁、字川丁河原、字本丁、字中丁、字口屋丁、字寺ノ下、字風呂屋、字持弓丁、字持弓丁裏及び字鷺原通を加え、後田字太鼓谷並びに森村字上中島、字堀内、字松原、字柳町及び字落田地内において事業地を変更する。

## 公 告

平成22年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

〈受験番号〉

0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014
0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024	0025	0026	0027	0028
0029	0030	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039	0040	0041	0042
0043	0044	0045	0046	0047	0048	0049	0050	0051	0052	0053	0054	0055	0056
0057	0058	0059	0060	0061	0062	0063	0064	0065	0066	0067	0068	0069	0070
0071	0072	0073	0074	0075	0076	0077	0078	0079	0080	0081	0082	0083	0084
0085	0086	0087	0088	0089	0090	0091	0092	0093	0094	0096	0097	0098	0099

〈平成22年度島根県准看護師試験の合格基準について〉

1問1点（150点満点）とし、次の合格基準を満たす者を合格とする。

総得点90点以上／150点

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成23年3月20日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江赤十字乳児院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院と関連施設

## 2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成23年2月28日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

## 2 作業期間

平成22年9月6日から平成23年2月28日まで

## 3 作業地域

松江市、浜田市、益田市、江津市、雲南市

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開発区域

雲南市木次町里方277番外79筆

雲南市木次町山方931番外14筆

面積 27,820.41平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町新市379番地

雲南市土地開発公社

理事長 藤井 勤

**島 根 県 病 院 局 告 示****島根県病院局告示第2号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年 3月18日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

妊婦健康診査の項中「平成22年12月28日付け健第1526号」を「平成23年2月24日付け健第1772号」に、「平成22年度妊婦一般健康診査委託単価の改正について」を「平成23年度妊婦一般健康診査委託単価等について」に改める。

体外受精料の項の次に次の1項を加える。

巻き爪治療（ステンレスプレート法）

初診 1趾目 5,880円

1趾増すごとに2,310円を上記手数料に加算する。

再診 1趾目 1,575円

1趾増すごとに840円を上記手数料に加算する。

**公 安 規 則**

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月18日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

**島根県公安委員会規則第4号**

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表出雲警察署岐久駐在所の項名称の欄中「出雲警察署岐久駐在所」を「出雲警察署多伎駐在所」に改め、同項所管区の区域の欄中「のうち小田、多岐、久村」を削る。

本則の表出雲警察署田儀駐在所の項を削る。

本則の表出雲警察署小伊津駐在所の項位置の欄中「出雲市三津町」を「出雲市小伊津町」に改める。

本則の表川本警察署出羽駐在所の項所管区の区域の欄中「大林」の次に「、高見、原村、上原、和田、伏谷、布施、八

色石」を加える。

本則の表川本警察署高原駐在所の項を削る。

本則の表川本警察署粕淵駐在所の項所管区の区域の欄中「浜原」の次に「、惣森、小松地、志君、別府」を加える。

本則の表川本警察署吾郷駐在所の項所管区の区域の欄中「高山」の次に「、京覧原、内田、地頭所、久喜原、小林、栢谷、小谷、港」を加える。

本則の表川本警察署君谷駐在所の項及び江津警察署黒松駐在所の項を削る。

本則の表江津警察署都治駐在所の項所管区の区域の欄中「江津市のうち都治町、波積町、後地町（江津警察署黒松駐在所及び同署浅利駐在所の所管区の区域を除く。）」を「江津市のうち黒松町、浅利町（江津警察署所在地の所管区の区域を除く。）、後地町、都治町、波積町、松川町の一部（畑田の一部）」に改める。

本則の表江津警察署浅利駐在所の項を削る。

本則の表江津警察署松平駐在所の項所管区の区域の欄中「江津警察署江津駅前交番」を「江津警察署所在地及び同署江東駐在所」に改める。

本則の表浜田警察署西交番の項位置の欄中「浜田市京町」を「浜田市原井町」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。